

平成18年4月

# 逗子市教育委員会第1回臨時会

平成18年4月1日

逗子市教育委員会

## 会 議 録

平成18年4月1日逗子市教育委員会第1回臨時会を逗子市役所第5会議室に招集した。

### 出席者

委員長 小 島 裕 子

教育委員 五十嵐 樹

教育委員 村 松 邦 彦

教育委員 吉 崎 久 治

教育長 村 上 裕

教育部長 新 明 武

教育部担当部長

森 本 博 和

(文化・教育ゾーン担当)

教育部次長 嶋 六 三

教育総務課長 草 柳 清

学校教育課長 倉 地 正 行

学校教育課主幹 柳 原 正 廣

学校教育課課長補佐 金 沢 聖

### 事務局

教育総務課副主幹

館 兼 好

庶務係長事務取扱

開会時刻 午後 4 時 3 0 分

閉会時刻 午後 4 時 4 4 分

会議録署名委員決定 村松委員、五十嵐委員

## 小島委員長

定足数に達しておりますので、ただいまから平成18年逗子市教育委員会第1回臨時会を開催いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は村松委員、五十嵐委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

## 日程第1「議案第5号教育長の任命について」

### 小島委員長

日程第1「議案第5号教育長の任命について」を議題といたします。

( 村上委員 退席 )

では、事務局より御説明をお願いいたします。

### 新明教育部長

議案第5号教育長の任命について御説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定により、教育長として村上裕氏を任命いたしたく提案するものです。住所、生年月日、同意があった年月日、任命年月日については、記載のとおりであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

### 小島委員長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

( 「なし」の声あり )

では、御質疑、御意見ないようですので、本件について可決することに御異議ありませんか。

( 全員異議なし )

では、異議ないようですので、本件については可決をいたしました。なお、この後、教育長の辞令を交付いたしますので、暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

( 再 開 )

### 小島委員長

では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま教育長に選任されました村上裕さんより発言を求められておりますので、これを

許可いたします。

### **村上教育長**

皆さん、改めましてこんにちは。このたび野村教育長の後任といたしまして、本日教育委員及び教育長として大役を仰せつかりました村上裕と申します。よろしくお願いいたします。1984年の臨教審で教育改革という言葉が使われました。以来20年を経ましたが、教育界は依然として課題が大変多うございます。本市においても全国的教育課題の解決及び市独自に改善、推進をしている教育行政事業が多々あります。今後も検証、検討すべく課題も大変たくさんあるように伺っております。私、教育行政に足掛け10年かかわり、2年間学校現場に戻していただきました。久しぶりの学校現場も、以前とは違い、課題が、あるいは指導に困難を来すことが随分増しているように感じました。今後、市民の高い関心を持つ学校教育をはじめ、生涯学習の推進、発展に向け、教育委員の皆様方とともに力を合わせて全力で頑張りたいと考えております。教育長として目指したい、実現したいことにつきましては、後日改めてお時間をいただき、お話しさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### **小島委員長**

ありがとうございました。これをもちまして教育長の任命についてを終わります。

## **日程第2「報告第5号教育委員会職員の人事について」**

### **小島委員長**

日程第2「報告第5号教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

### **草柳教育総務課長**

それでは、報告第5号教育委員会職員の人事につきまして御報告申し上げます。別紙人事異動新旧対照表をごらんください。

平成18年4月1日付をもちまして実施しました教育委員会職員の人事につきましては、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、教育長の臨時代理により行いました。同条第2項の規定に基づきまして本日御報告をし、御承認をお願いするものでございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

### **小島委員長**

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありますか。

(「なし」の声あり)

特によろしいですか。では、御質疑、御意見ないようですので、本件については承認するという事によろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定をいたしました。

### 日程第3「報告第6号県費負担教職員の任免の内申について」

**小島委員長**

引き続き日程第3「報告第6号県費負担教職員の任免の内申について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

**倉地学校教育課長**

報告第6号県費負担教職員の任免の内申につきまして御報告をさせていただきます。次のページ以下を参照してお聞きください。

県費負担教職員の任免の内申につきまして、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理によりまして、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

以上でございます。

**小島委員長**

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。では、御質疑、御意見がないようですので、本件については承認するという事によろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件について承認することに決定をいたしました。

### 日程第4「議案第6号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」

**小島委員長**

日程第4「議案第6号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」を議題といた

します。

事務局より説明をお願いします。

**森本教育部担当部長（文化・教育ゾーン担当）**

議案第 6 号 逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、先の定例会におきまして御説明させていただきました逗子市芸術文化事業協会が本年 3 月 20 日に設立されたことに伴い改正を行うとともに、お諮りするものです。

それでは改正条項について御説明いたしますので、議案第 6 号及び資料をご覧ください。逗子市教育委員会事務分掌規則第 9 条文化プラザホール、第 2 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に第 6 号として、逗子市芸術文化事業協会に関するものを加えるものです。

附則につきましては、公布の日から施行し、平成 18 年 3 月 20 日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**小島委員長**

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はありませんか。

よろしいですか。確認ですけれども、公布の日というのは本日ですね。

**森本教育部担当部長（文化・教育ゾーン担当）**

そうです。

**小島委員長**

それでは、特にないようですので、本件について可決するというところでよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

では、本件について可決することに決定をいたしました。

**日程第 5 「議案第 7 号 逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」**

**小島委員長**

日程第 5 「議案第 7 号 逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

**森本教育部担当部長（文化・教育ゾーン担当）**

議案第 7 号 逗子市教育委員会事務決裁規程の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正は、先ほど議案第 6 号で御説明いたしましたように、逗子市芸術文化事業協会が設立されたことに伴い、事務分掌に逗子市芸術文化事業協会に関するものを加えましたので、議案第 7 号及び資料のとおり、逗子市教育委員会事務決裁規程の別表第 2 文化プラザホールの文化・教育ゾーン施設整備の項の中に、3 として逗子市芸術文化事業協会の運営を加えるものです。

附則につきましては、公布の日から施行し、平成 18 年 3 月 20 日から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**小島委員長**

ありがとうございます。本件について御質疑、御意見はありませんか。

( 「なし」の声あり )

では、御質疑、御意見がないようですので、本件について可決することによろしいでしょうか。

( 全員異議なし )

では、本件については可決することに決定をいたしました。

これをもちまして第 1 回臨時会を終了いたします。ありがとうございました。